

以西底びき網漁業
漁獲成績報告書作成の手引き

令和2年12月
水産庁

漁業法（昭和24年法律第267号）第52条第1項に基づく農林水産大臣への資源管理の状況等の報告について、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省第5号）第14条第2項に定められた事項につき、漁業の許可及び取締り等に関する省令第14条第3項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式を定める件（令和2年11月16日農林水産省告示第2232号）に定められた様式の報告書（以下「漁獲成績報告書」という。）の作成及び提出の方法について、以下のとおり定める。

1. 報告対象者

以西底びき網漁業の許可を受けている者。

2. 報告の時期、報告先及び提出方法

1 航海毎の操業等について、水揚げ後10日以内に九州漁業調整事務所に原則電子媒体（エクセルファイル様式）で提出すること。なお、電子媒体での提出が困難な場合は、九州漁業調整事務所に相談すること。

（送信先アドレス）

九州漁業調整事務所沖合課：gcks_okiaika@maff.go.jp

3. 記入要領

～ 上 段 ～

- （1）住所（個人）又は主たる事務所の所在地（法人）及び
氏名（個人）又は名称（法人）

許可証に記載されている住所及び氏名又は名称を記載する。ただし、2そうびきの場合であって、主船、従船それぞれの許可を受けている者が異なる場合は、それぞれの住所、氏名又は名称を記載する。

- （2）報告対象期間

出航した年月日及び港名、入港した年月日及び港名を記入する。

- （3）許可番号、船舶名、総トン数

許可番号及び許可船舶の船名、総トン数を記入する。2そうびきの場合は、主、従それぞれに記入する。

- （4）漁船登録番号

許可船舶の漁船原簿謄本に記載の漁船登録番号を記入する。2そうびきの場合は、主、従それぞれに記入する。

(5) 漁ろうを指揮監督する者

漁労長等の洋上における漁労活動の責任者の氏名を記入する。

(6) 乗組員数

当該月において、洋上における漁労活動に従事した人数を記入する。なお、日により従事した人数が異なる場合は、当該月の平均的な人数（整数）を記入する。2そうびきの場合は主、従それぞれに乗組員数を記入する。

(7) 操業区域

以下の操業区域に応じた番号を記載する。

- ・ 操業区域の1・・・北緯10度20秒の線以北、北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線、北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線、北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線、北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線及び北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線から成る線以西の太平洋の海域
- ・ 操業区域の2・・・北緯33度12秒の線以北、東経127度59分52秒の線以西、東経127度29分53秒の線以東の海域

(8) 漁業の方法

当該月の操業の実態に応じて、1そうびきにおいては「かけまわし」又は「オッタートロール」、2そうびきにおいては「2そうびき」と記入する。

(9) 操業日数

当該月において、「実際に操業した日」の日数の合計を記入する。なお、投網したが漁獲がなかった日についても日数に含む。

～ 中 段 ～

(10) 漁区

- ・ その操業日のうち、ひき網回数のもっとも多い漁区の農林漁区番号及び小海区番号の4桁を記入する。

(記入例) 222-2区

漁区
2222

(11) ひき網回数

実際に投網した回数を記入し、漁獲がなかった場合も回数に含めることとする。ただし、投網の失敗やドラムの故障など操業上のミスで無効となった事故網や、気象海象条件や根がかりなどによって漁獲のなかった事故網はひき網回数に加えない。

(12) 魚種別漁獲量

以下の魚種のうち少なくとも報告する月の間に漁獲のあった魚種について記載する。

- ・ まだい《大、中、小、豆・芝》
- ・ れんこだい《大、中、小、豆・芝》
- ・ えそ
- ・ しろぐち
- ・ たちうお《大、中、小、豆》
- ・ はも
- ・ まながつお
- ・ 水がれい《大、中、小、豆》
- ・ めだか
- ・ その他かれい
- ・ ひらめ
- ・ あかめ
- ・ にべ
- ・ あまだい
- ・ あかむつ《大中、小》
- ・ まとうだい
- ・ ひらあじ
- ・ さわら
- ・ なまず
- ・ しず
- ・ かます
- ・ こち
- ・ ほうぼう
- ・ かながしら
- ・ さばふぐ
- ・ その他ふぐ
- ・ すえい
- ・ さめ、ふか
- ・ あなご

- ・ するめいか
- ・ けんさきいか
- ・ こういか
- ・ その他いか
- ・ えび
- ・ かに
- ・ うまずらはぎ
- ・ その他

(令和2年12月分より追加した魚種)

- ・ まあじ(「あじ」を削除し、「まあじ」に変更)
- ・ さば類
- ・ まあなご(「あなご」を「まあなご」と「その他あなご」に変更)
- ・ その他あなご
- ・ にぎす
- ・ やりいか

※ 各魚種の銘柄別の体重及び標準和名は下表のとおり。

(各魚種の銘柄別の体重及び尾叉長又は全長 (cm))

魚種	銘柄	体重 (g)	尾叉長又は全長 (cm)
まだい	大	960 以上	
	中	430～960 未満	
	小	140～430 未満	
	豆・芝	140 未満	
れんこだい	大	500 以上	27 以上
	中	270～500 未満	22～27 未満
	小	100～270 未満	15～22 未満
	豆・芝	100 未満	15 未満
たちうお	大	600 以上	
	中	380～600 未満	
	小	280～380 未満	
	豆・芝	280 未満	
あまだい	大	200 以上	
	小	200 未満	
水がれい	大	250 以上	29 以上
	中	130～250 未満	24～29 未満
	小	40～130 未満	17～24 未満
	豆	40 未満	17 未満

あかむつ	大中	130 以上	
	小	80~130 未満	
	豆	80 未満	

(各魚種の標準和名)

表示名	標準和名
れんこだい	キダイ
えそ	マエソ、クロエソ、ワニエソ、トカゲエソ 他
はも	ハモ、スズハモ 他
まながつお	マナガツオ、コウライマナガツオ
めだか	メイタガレイ、ナガレメイタガレイ
その他かれい	ヤナギムシガレイ、アカガレイ、ババガレイ 他
あかめ	キントキダイ、チカメキントキ
にべ	ホンニベ
ひらあじ	カイワリ
なまず	ヨロイイタチウオ
しず	イボダイ
かます	アカカマス、ヤマトカマス 他
かながしら	カナド、カナガシラ 他
さばふぐ	クロサバフグ、シロサバフグ 他
その他ふぐ	マフグ 他
すえい	ガンギエイ、モヨウカスベ、イサゴガンギエイ 他
さめ、ふか	サメ、フカ、ワニ
その他いか	ジンドウイカ、ホタルイカ、ソデイカ（アカイカ、タルイカ）、イロイカ 他
えび	ウチワエビ、オオバウチワエビ、ミナミアカザエビ 他
かに	ヒラツメガニ、アカイシガニ、アカイシモドキ、タカアシガニ 他
さば類	マサバ・ゴマサバ

(13) 漁獲量計

自動の計算式を設定しているため、入力しないこと。

(14) 陸揚月日

当該漁獲物を陸揚げした月日を記入する。

(15) 陸揚港

陸揚げした陸揚港名を記入する。

～ 下 段 ～

- (16) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- ・ 実施している資源管理の取組内容を直接記入するか又は「別添のとおり」にチェックを入れ、別添に上記内容を記入（様式は任意）し提出する。
 - ・ 従前に提出した取組内容から変更がない場合は、「前回の報告と同じ」にチェックを入れる（取組内容の記載や別添での提出は不要。）。
 - ・ ただし、取組内容に変更がない場合も毎年1月の漁獲成績報告書の提出時に取組内容を記載又は別添にて提出する。
 - ・ 資源管理の取組内容を記入又は別添にて提出する月に、複数の漁獲成績報告書の様式を提出する場合には、当該月の主たる操業を記入した様式にのみ記入又は添付することとし、他の様式には、「別添のとおり」にチェックを入れた上で、記入（又は添付）した漁獲成績報告書を明記すること。
- (17) 最終の損益計算書その他の最近における損益を知ることができる書類
- ・ 決算後の最初の報告書の提出時に、「別添のとおり」にチェックを入れ、個人経営体にあつては確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書その他の財務に関する書類を、法人経営体にあつては貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類及び許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについて（令和2年11月16日付け2水漁第883号水産庁長官通知）において規定する別記様式3又は別記様式4を提出する（共同経営の場合はすべての経営体について提出する）。
 - ・ 従前に提出した上記財務関係書類に変更がない場合は、「前回の報告と同じ」にチェックを入れる（上記書類の提出は不要。）。
 - ・ 従前に提出した上記財務関係書類の一部に変更があつた場合は、「別添のとおり」にチェックを入れ、変更があつた書類及び許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについてにおいて規定する別記様式3又は別記様式4を提出する。
 - ・ 上記財務関係書類を提出する月に、複数の漁獲成績報告書の様式を提出する場合には、当該月の主たる操業を記入した様式にのみ添付することとし、他の様式には、「別添のとおり」にチェックを入れた上で、記入（又は添付）した漁獲成績報告書を明記すること。
- (18) 記載事項の取扱
- 漁獲成績報告書は、国が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資

する取組に活用するため、国の関係機関（国立研究開発法人 水産研究・教育機構等）へ提供する必要があるので、同意いただける場合は、「同意」にチェックを入れる。

4. 報告の基礎となった記録の保存と管理

当該報告は、法の規定に基づくものであるので、当該報告の基礎となった記録の保存及び管理をすること。